

○松江市水道給水条例

平成17年3月31日

松江市条例第359号

改正 平成18年6月30日条例第51号

平成18年12月25日条例第71号

平成23年7月5日条例第82号

平成24年10月5日条例第45号

平成25年12月20日条例第60号

平成26年10月6日条例第49号

平成29年3月16日条例第21号

平成30年7月3日条例第74号

平成31年3月29日条例第3号

令和元年7月12日条例第1号

令和元年7月12日条例第19号

目次

第1章 総則(第1条—第4条)

第2章 給水装置の工事及び費用(第5条—第11条)

第3章 給水(第12条—第21条)

第4章 料金、新規加入分担金及び手数料(第22条—第31条)

第5章 管理(第32条—第35条)

第6章 貯水槽水道(第36条・第37条)

第7章 雑則(第38条—第40条)

第8章 罰則(第41条・第42条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、松江市水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

(給水区域)

第2条 松江市水道事業の給水区域は、松江市公営企業の設置等に関する条例(平成17年松

江市条例第357号)第2条第2項第1号及び第2号に定めるところによる。

(定義)

第3条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために、松江市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

2 この条例において「消費税等相当額」とは、消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される金額に100分の7.8を乗じて得た金額と、地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される金額に78分の22を乗じて得た金額とを加えた金額をいう。

3 前2項のほか、この条例で使用する用語は、水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)において使用する用語の例による。

(給水装置の種類)

第4条 給水装置は次の3種とする。

- (1) 専用給水装置 1戸又は1箇所専用するもの
- (2) 共用給水装置 2戸又は2箇所以上で共用するもの
- (3) 私設消火栓 消防用に使用するもの

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の新設等の申込み)

第5条 給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(新設等の費用負担)

第6条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去する工事の申込者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、松江市(以下「市」という。)においてその費用を負担することができる。

(工事の施行)

第7条 給水装置工事は、管理者又は法第16条の2第1項の規定により管理者が指定した者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査を受け、その後において工事の検査を受けなければならない。

3 給水装置工事の施行に当たり、管理者は当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出

を求めることができる。

- 4 給水装置工事を施行する者は、給水装置の構造及び材質を水道法施行令(昭和32年政令第336号。以下「政令」という。)第5条及び給水装置の構造及び材質の基準に関する省令(平成9年厚生省令第14号。以下「基準省令」という。)に定める基準に適合させなければならない。

(給水管及び給水用具の指定)

第8条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため特に必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーター(以下「メーター」という。)までの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

- 2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

(工事費の算出方法)

第9条 管理者が施行する給水装置工事の工事費は、次に掲げる費用の合計額に消費税等相当額を加えて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。

- (1) 材料費
- (2) 運搬費
- (3) 労力費
- (4) 道路復旧費
- (5) 工事監督費
- (6) 間接経費

- 2 前項各号に掲げるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

- 3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、管理者が別に定める。

(工事費の予納)

第10条 管理者に給水装置の工事を申し込む者は、設計によって算出した給水装置の工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、管理者が特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項の工事費の概算額は、工事しゅん工後に精算する。

(給水装置の変更等の工事)

第11条 管理者は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更等を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がない場合であっても、当該工事を施行することができる。

2 前項の工事費は、原因者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、市においてその費用を負担することができる。

第3章 給水

(給水の原則)

第12条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、管理者が施行する配水管等の工事、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限し、又は停止することはない。

2 前項の給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても、市は、その責任を負わない。

(給水の申込み)

第13条 水道を使用しようとする者は、管理者が定めるところにより、あらかじめ、管理者に申し込まなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第14条 給水装置の所有者が、市内に居住しないとき、又は管理者が特に必要があると認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する代理人を置かななければならない。

2 管理者は、前項の代理人を不適当と認めるときは、変更させることができる。

(水道管理人の選定)

第15条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、水道管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

(1) 給水装置を共有する者

(2) 給水装置を共用する者

(3) 前2号に掲げる者のほか、管理者が特に必要があると認める者

2 管理者は、前項の水道管理人を不適当と認めるときは、変更させることができる。

(メーターの設置)

第16条 給水量は、市のメーターにより計量する。ただし、管理者が特に必要がないと認

めるときは、この限りでない。

- 2 メーターは給水装置に設置し、その位置は、管理者が定める。
- 3 前項の規定にかかわらず、管理者が特に必要があると認めるときは、貯水槽以下の装置にメーターを設置することができる。

(メーターの貸与)

第17条 メーターは、管理者が設置して、水道の使用者、水道管理人、給水装置の所有者及び代理人(以下「水道使用者等」という。)に保管させる。

- 2 前項の水道使用者等は、善良な管理する者の注意をもってメーターを管理しなければならない。
- 3 水道使用者等が、前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失し、又は損傷した場合は、その損害額を弁償しなければならない。
- 4 水道使用者等は、メーターの設置場所に障害物を置き、又は工作物を設ける等の行為により、メーターの機能を阻害し、又はメーターの点検作業を妨害しないよう努めなければならない。

(水道の使用中止、変更等の届出)

第18条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用をやめるとき。
 - (2) 消防演習に私設消火栓を使用するとき。
 - (3) 用途を変更するとき。
- 2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。
 - (1) 水道の使用者の氏名又は住所に変更があったとき。
 - (2) 給水装置の所有者に変更があったとき。
 - (3) 消防用として水道を使用したとき。
 - (4) 水道管理人に変更があったとき、又はその住所に変更があったとき。
 - (5) 代理人に変更があったとき、又はその住所に変更があったとき。

(私設消火栓の使用)

第19条 私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか、使用してはならない。ただし、あらかじめ管理者の承認を得た場合は、この限りでない。

- 2 私設消火栓を消防の演習に使用するときは、管理者の指定する水道局職員の立会いを要

する。

(水道使用者等の管理上の責任)

第20条 水道使用者等は、善良な管理する者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、市においてその費用を負担することができる。

3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

第21条 管理者は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

第4章 料金、新規加入分担金及び手数料

(料金の支払義務)

第22条 水道料金(以下「料金」という。)は、水道の利用者から徴収する。

2 共用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(料金)

第23条 料金は、メーターの口径及び使用水量の区分に応じ、次の表に定める額により算出した合計額に消費税等相当額を加えて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。

(1) 基本料金(1月、メーター1個につき)

メーターの口径	金額
13ミリメートル	800円
20ミリメートル	1,400円
25ミリメートル	5,200円
30ミリメートル	8,000円
40ミリメートル	16,400円
50ミリメートル	28,000円
75ミリメートル	76,000円
100ミリメートル	155,400円

150ミリメートル	422,200円
-----------	----------

(2) 給水料金(1月、使用水量1立方メートルにつき)

使用水量	金額
10立方メートルまでの分	67円
10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	180円
20立方メートルを超え40立方メートルまでの分	190円
40立方メートルを超え60立方メートルまでの分	200円
60立方メートルを超える分	240円

(3) 公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令(昭和32年厚生省令第38号)の適用を受ける公衆浴場が水道を使用する場合の給水料金は、使用水量1立方メートルにつき106円とする。

(料金の算定)

第24条 料金は、2月ごとの定例日(料金算定の基準日として、あらかじめ管理者が定めた日をいう。)に、メーターの点検を行い、使用水量を計量し、その計量した使用水量の2分の1相当量を1月の使用水量とみなして、定例日の属する月分及びその月の前月分として算定する。

2 やむを得ない事情があるときは、管理者は、定例日以外の日に点検を行うことができる。
(使用水量の認定)

第25条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量を認定する。

- (1) メーターに異常があったとき。
- (2) 使用水量が不明のとき。
- (3) 共用給水装置により、水道を使用するとき。
- (4) 前3号に掲げるほか、管理者が特に必要があると認めるとき。

(料金の算定の特例)

第26条 定例日から次の定例日までの中途において水道の使用を開始し、若しくは再開し、又は休止し、若しくは廃止したときの料金は、次のとおりとする。

- (1) 使用を開始し、若しくは再開した日から次の定例日までの期間又は定例日から使用を休止し、若しくは廃止した日までの期間(以下この項において「使用期間」という。)

が1月以内のときは、その料金は1月分として算定する。

(2) 使用期間が1月を超え2月に満たないときは、その料金は2月分として算定する。

(3) 使用期間のうち1月に満たない期間又は1月を超え2月に満たない期間の第23条第1項第1号の基本料金は、管理者が別に定めるところにより日割りにより算定した額とする。ただし、水道の使用の開始若しくは再開又は休止若しくは廃止を繰り返す等の場合であって、同一の利用者が継続して使用していると認められるときは、この限りでない。

2 定例日から次の定例日までの中途においてメーターの口径に変更があったときは、変更前の口径又は変更後の口径のいずれか小さい口径区分に従って料金を算定する。

(料金の徴収方法)

第27条 料金は、納入通知書、集金又は口座振替の方法により毎月徴収する。ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

2 水道の利用者は、前項の料金を管理者が指定する納期限内に納入しなければならない。

3 前条第1項に規定する定例日から次の定例日までの中途において水道の使用を休止し、又は廃止したときの料金は、随時これを徴収することができる。

(新規加入分担金の徴収)

第28条 給水装置を新設し、メーターの口径を増径し、又は給水装置の用途を変更しようとする者は、メーターの口径、用途及び給水区域の区分に応じ、次の表に定める額に消費税等相当額を加えた額を新規加入分担金として納入しなければならない。この場合において、メーターの口径を増径し、又は給水装置の用途を変更する者が納入すべき額は、新口径、新用途に係る新規加入分担金の額と旧口径、旧用途に係る新規加入分担金の額の差額に相当する額とする。

(1) 平成29年3月31日以前の松江水道事業の給水区域(解散前の松江鹿島水道企業団の給水区域を除く。)

メーターの口径	金額
13ミリメートル	80,000円
20ミリメートル	130,000円
25ミリメートル	230,000円
40ミリメートル	710,000円
50ミリメートル	1,230,000円
75ミリメートル	3,340,000円
100ミリメートル	6,820,000円

100ミリメートルを超えるものは、管理者が別に定める。

(2) 解散前の松江鹿島水道企業団の給水区域

メーターの口径	金額
13ミリメートル	40,000円
20ミリメートル	100,000円
25ミリメートル	170,000円
30ミリメートル	270,000円
40ミリメートル	540,000円
50ミリメートル	930,000円
75ミリメートル	2,500,000円

75ミリメートルを超えるものは、管理者が別に定める。

(3) 平成29年3月31日以前の玉湯水道事業の給水区域

種別	用途	メーターの口径	金額
専用	一般用	13ミリメートル	50,000円
		20ミリメートル	100,000円
	営業用 事業用	13ミリメートル	55,000円
		20ミリメートル	110,000円
		25ミリメートル	130,000円
		30ミリメートル	220,000円
		40ミリメートル	320,000円
		50ミリメートル	550,000円
75ミリメートル	810,000円		
共用	一般用	13ミリメートル	50,000円
		20ミリメートル	100,000円

この表に定めのないものは、管理者が別に定める。

(4) 平成29年3月31日以前の東出雲水道事業の給水区域

メーターの口径	金額
13ミリメートル	50,000円
20ミリメートル	100,000円
25ミリメートル	200,000円

40ミリメートル	400,000円
50ミリメートル	700,000円
75ミリメートル	1,000,000円
100ミリメートル	1,500,000円
100ミリメートルを超えるものは、管理者が別に定める。	

(5) 平成29年3月31日以前の松江地区簡易水道事業の給水区域

名称	金額
秋鹿簡易水道(昭和33年度建設)	90,000円
〃 (昭和47年度建設)	50,000円
〃 (昭和56年度建設)	190,000円
〃 (昭和58年度建設)	200,000円
〃 (平成14年度建設)	255,000円
本庄簡易水道(昭和36年度建設)	60,000円
〃 (平成11年度建設)	90,000円
長江簡易水道	70,000円
津ノ森簡易水道(昭和39年度建設)	70,000円
〃 (昭和41年度建設)	40,000円
大野簡易水道(昭和40年度建設)	40,000円
〃 (昭和48年度建設)	60,000円
〃 (平成6年度建設)	170,000円
上宇部尾簡易水道	110,000円
手角簡易水道	70,000円
枕木簡易水道	290,000円
野原簡易水道	65,000円
長海簡易水道	89,000円
納蔵簡易水道	277,000円

(6) 平成29年3月31日以前の鹿島・大芦地区簡易水道事業の給水区域(鹿島・大芦簡易水道の給水区域のうち島根町大芦の一部を除く。)

メーター口径	金額
13ミリメートル	40,000円

20ミリメートル	100,000円
25ミリメートル	170,000円
30ミリメートル	270,000円
40ミリメートル	540,000円
50ミリメートル	930,000円
50ミリメートルを超えるものは、管理者が別に定める。	

(7) 平成29年3月31日以前の島根地区簡易水道事業及び鹿島・大芦地区簡易水道事業の給水区域(鹿島・大芦簡易水道の給水区域のうち島根町大芦の一部に限る。)

メーター口径	金額
13ミリメートル	9,524円
20ミリメートル	9,524円
25ミリメートル	9,524円
30ミリメートル	9,524円
40ミリメートル	9,524円
50ミリメートル	9,524円
50ミリメートルを超えるものは、管理者が別に定める。	

(8) 平成29年3月31日以前の美保関地区簡易水道事業の給水区域

メーター口径	金額
13ミリメートル	47,619円
20ミリメートル	95,239円
25ミリメートル	142,858円
40ミリメートル	285,715円
40ミリメートルを超えるものは、管理者が別に定める。	

(9) 平成29年3月31日以前の八雲地区簡易水道事業の給水区域

メーター口径	金額
13ミリメートル	80,000円
20ミリメートル	160,000円
25ミリメートル	400,000円
40ミリメートル	1,600,000円
50ミリメートル	2,800,000円

50ミリメートルを超えるものは、管理者が別に定める。

(10) 平成29年3月31日以前の八束地区簡易水道事業の給水区域

メーター口径	金額
13ミリメートル	60,000円
20ミリメートル	100,000円
25ミリメートル	200,000円
40ミリメートル	600,000円
50ミリメートル	1,000,000円
75ミリメートル	3,000,000円

75ミリメートルを超えるものは、管理者が別に定める。

- 第16条第3項の規定により貯水槽以下の装置にメーターを設置する場合の新規加入分担金の納入については、当該貯水槽以下の装置を給水装置とみなし、前項の規定を適用するものとする。
- 前2項の規定にかかわらず、既に納めた新規加入分担金(変更しようとする既設のメーターに係るものに限る。以下「既納分担金」という。)がある場合において納入すべき額は、新たに設置するメーターに係る新規加入分担金の合計額が、既納分担金に相当する口径に係る新規加入分担金の額を超える額とする。
- 前3項に定めるもののほか、新規加入分担金の徴収等について必要な事項は、管理者が別に定める。
- 前各項の規定により納入した新規加入分担金は、還付しない。ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(手数料)

第29条 手数料は、次の各号の区別により、申込者から申込みの際、当該各号に定める額を徴収する。ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、申込後、徴収することができる。

- (1) 指定給水装置工事事業者指定手数料 法第16条の2第1項に規定する指定1件につき10,000円
- (2) 指定給水装置工事事業者指定更新手数料 法第25条の3の2に規定する指定の更新1件につき5,000円
- (3) 設計審査手数料

第7条第2項の設計審査をするとき 次の表のとおりとする。

使用するメーターの口径	手数料の額(1件につき)
13ミリメートル以上25ミリメートル以下のとき	3,200円
30ミリメートル以上50ミリメートル以下のとき	4,000円
75ミリメートル以上のとき	5,500円

(4) 工事検査手数料

第7条第2項の工事の検査をするとき 次の表のとおりとする。

使用するメーターの口径	手数料の額(1件につき)
13ミリメートル以上25ミリメートル以下のとき	4,800円
30ミリメートル以上50ミリメートル以下のとき	6,000円
75ミリメートル以上のとき	8,300円

(5) 基準違反確認手数料

第33条の確認をするとき 次の表のとおりとする。

使用するメーターの口径	手数料の額(1件につき)
13ミリメートル以上25ミリメートル以下のとき	80,000円
30ミリメートル以上50ミリメートル以下のとき	100,000円
75ミリメートル以上のとき	138,000円

2 前項第3号及び第4号に掲げるものにおいて、3栓以下の軽微な改造又は仮設工事を行う場合においては、前項第3号及び第4号に定める額の2分の1を手数料として徴収する。

(軽減又は免除)

第30条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、新規加入分担金、手数料その他の費用を軽減し、又は免除することができる。

(督促)

第31条 この条例によって納付しなければならない料金、新規加入分担金、手数料その他

の費用を管理者が指定する納期限内に納付しない者があるときは、管理者は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

第5章 管理

(給水装置の検査等)

第32条 管理者は、水道の管理上特に必要があると認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第33条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が政令第5条及び基準省令に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第34条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の使用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 水道の使用者が第9条の工事費、第20条第2項の修繕費、第23条の料金、第28条の新規加入分担金又は第29条の手数料を指定期限内に納入しないとき。
- (2) 水道の使用者が正当な理由がなく、第24条のメーターの点検又は第32条の検査を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。

(給水装置の切離し)

第35条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上特に必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置所有者が90日以上所在が不明で、かつ、給水装置の使用者がないとき。
- (2) 給水装置が使用中止の状態にあって、将来使用の見込みがないと認めるとき。

第6章 貯水槽水道

(管理者の責務)

第36条 管理者は、貯水槽水道(法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し特に必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第37条 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。)の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第7章 雑則

(工事負担金)

第38条 管理者は、開発行為等により配水施設の工事を必要とする場合は、当該開発行為等をする者から当該配水施設に係る工事に要した費用を工事負担金として徴収することができる。

2 前項の工事負担金の額は、当該配水施設に係る工事に要した費用に消費税等相当額を加えて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)以下とする。

(水道施設加算分担金)

第39条 未普及地域の解消を図るため、未普及地域解消事業を施行する地域のうち、管理者が定めて告示する区域において、給水装置を新設しようとする者から、第28条に規定する新規加入分担金のほか、水道施設加算分担金(以下「加算分担金」という。)を徴収することができる。

2 前項に規定する加算分担金の徴収について必要な事項は、管理者が別に定める。

(委任)

第40条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

第8章 罰則

(過料)

第41条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。

- (1) 第5条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去した者
- (2) 正当な理由がなくて、第16条第2項のメーターの設置、第24条のメーターの点検、第32条の検査又は第34条の給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (3) 第20条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者
- (4) 第23条の料金、第28条の新規加入分担金、第29条の手数料、又は第39条の加算分担金の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者
(料金を免れた者に対する過料)

第42条 市長は、詐欺その他不正の行為によって第23条の料金、第28条の新規加入分担金、第29条の手数料、又は第39条の加算分担金の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の松江市水道給水条例(平成10年松江市条例第16号)若しくは玉湯町水道給水条例(昭和36年玉湯町条例第12号)又は解散前の松江鹿島水道企業団給水条例(平成10年松江鹿島水道企業団条例第4号)(以下これらを「合併等前の条例」という。)の規定によりなされた料金の免除その他の処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併等前の条例の例による。

(八東郡東出雲町の編入に伴う経過措置)

- 4 八東郡東出雲町の編入の日(以下「編入日」という。)の前日までに、東出雲町上水道事業給水条例(平成10年東出雲町条例第12号。以下「町条例」という。)の規定によりなされた料金の免除その他の処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 5 編入日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、町条例の例による。

附 則(平成18年6月30日松江市条例第51号)

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成18年12月25日松江市条例第71号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日以後最初に徴収する料金については、この条例による改正前の松江市水道給水条例により算定した料金とする。

附 則(平成23年7月5日松江市条例第82号)

この条例は、平成23年8月1日から施行する。ただし、第24条中第4項を第5項とし、同条第3項中「第1項」の次に「及び第2項」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同項の前に1項を加える改正規定は、平成23年10月1日から施行する。

附 則(平成24年10月5日松江市条例第45号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年12月20日松江市条例第60号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(松江市水道給水条例の一部改正に伴う消費税等の税率に関する経過措置)

- 6 第96条の規定による改正後の松江市水道給水条例第3条第2項、第9条第1項、第23条、第28条第1項及び第38条第2項の規定にかかわらず、消費税法改正法附則第2条から第14条までの規定により旧消費税法第29条に規定する税率によることとされる工事費、料金、分担金及び負担金については、なお従前の例による。

附 則(平成26年10月6日松江市条例第49号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前から継続している使用についての施行日以後最初のメーター点検による料金、料金の算定及び徴収方法は、改正後の第23条から第27条までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(松江市水道給水条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前から継続している使用についての施行日以後最初のメーターの点検により算定する料金は、第1条の規定による改正後の松江市水道給水条例(以下「改正後の水道給水条例」という。)第23条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 改正後の水道給水条例第23条の規定にかかわらず、施行日以後の最初のメーター点検時から令和2年1月1日以後の最初の定例日に実施するメーター点検時までの間においては、廃止前の鹿島・大芦簡易水道事業の給水区域(鹿島・大芦簡易水道の給水区域のうち島根町大芦の一部を除く。)を除き、廃止前の松江市簡易水道事業の給水区域における料金及びメーター使用料は、次の各号に掲げる額により算出した額に消費税等相当額を加えて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。

(1) 施行日以後の最初のメーター点検時から平成30年1月1日以後の最初の定例日に実施するメーター点検時までの間

ア 平成29年3月31日以前の松江地区簡易水道事業の給水区域

(ア) 料金

種別	用途	基本料金 (1箇月、メーター1個につき)		超過料金 (1箇月、使用水量1立方メートルにつき)
		水量	金額	
専用 共用	一般用	8立方メートル まで	1,380円	8立方メートルを超え20立方メートル までの分 180円
				20立方メートルを超え40立方メートル までの分 355円
40立方メートルを超え60立方メートル までの分 400円				
60立方メートルを超える分 460円				
	工場用	100立方メートル まで	19,100円	100立方メートルを超える分 375円

(イ) メーター使用料

口径	金額(1箇月、メーター1個につき)
13ミリメートル	60円
20ミリメートル	105円
25ミリメートル	155円
30ミリメートル	225円
40ミリメートル	285円
50ミリメートル	750円
50ミリメートルを超えるものは、管理者が別に定める。	

イ 平成29年3月31日以前の島根地区簡易水道事業及び鹿島・大芦地区簡易水道事業
(鹿島・大芦簡易水道の給水区域のうち島根町大芦の一部に限る。)の給水区域

料金 種別	基本料金 (1箇月、メーター1個につき)			超過料金 (1箇月、使用水量1立方メートルにつき)
	メーター の口径	水量	金額	
専用 共用	13ミリメ ートル	10立方メートル まで	1,900円	10立方メートルを超え30立方メートル までの分 171円
	20ミリメ ートル	10立方メートル まで	1,900円	30立方メートルを超え40立方メートル までの分 270円
	25ミリメ ートル	10立方メートル まで	2,600円	40立方メートルを超え60立方メートル までの分 300円
	30ミリメ ートル	10立方メートル まで	4,000円	60立方メートルを超え1,000立方メー トルまでの分 310円
	40ミリメ ートル	10立方メートル まで	8,200円	1,000立方メートルを超え2,000立方メ ートルまでの分 279円
	50ミリメ ートル	10立方メートル まで	14,000円	2,000立方メートルを超え3,000立方メ ートルまでの分 248円
	75ミリメ ートル	10立方メートル まで	38,000円	3,000立方メートルを超え4,000立方メ ートルまでの分 217円
	100ミリメ	10立方メートル	77,700円	4,000立方メートルを超える分 186円

	メートル	まで		
--	------	----	--	--

ウ 平成29年3月31日以前的美保関地区簡易水道事業の給水区域

料金 種別	基本料金 (1箇月、メーター1個につき)			超過料金 (1箇月、使用水量1立方メートルにつき)
	メーターの 口径	水量	金額	
専用 共用	13ミリメ ートル	10立方メート ルまで	1,470円	10立方メートルを超え20立方メートル までの分 128円
	20ミリメ ートル	10立方メート ルまで	1,470円	20立方メートルを超え40立方メートル までの分 270円
	25ミリメ ートル	10立方メート ルまで	2,600円	40立方メートルを超え60立方メートル までの分 300円
	30ミリメ ートル	10立方メート ルまで	4,000円	60立方メートルを超え1,000立方メート ルまでの分 310円
	40ミリメ ートル	10立方メート ルまで	8,200円	1,000立方メートルを超え2,000立方メ ートルまでの分 279円
	50ミリメ ートル	10立方メート ルまで	14,000円	2,000立方メートルを超え3,000立方メ ートルまでの分 248円
	75ミリメ ートル	10立方メート ルまで	38,000円	3,000立方メートルを超え4,000立方メ ートルまでの分 217円
	100ミリメ ートル	10立方メート ルまで	77,700円	4,000立方メートルを超える分 186円

エ 平成29年3月31日以前の八雲地区簡易水道事業の給水区域

料金 種別	基本料金 (1箇月、メーター1個につき)			超過料金 (1箇月、使用水量1立方メートルにつき)
	メーター の口径	水量	金額	
専用 共用	13ミリメ ートル	8立方メート ルまで	1,100円	8立方メートルを超え24立方メートルま での分 169円
	20ミリメ ートル	8立方メート ルまで	1,100円	24立方メートルを超え40立方メートル

100ミリメートル	まで		までの分 270円
25ミリメートル	8立方メートル	2,600円	40立方メートルを超え60立方メートル
100ミリメートル	まで		までの分 300円
30ミリメートル	8立方メートル	4,000円	60立方メートルを超え1,000立方メートル
100ミリメートル	まで		までの分 310円
40ミリメートル	8立方メートル	8,200円	1,000立方メートルを超え2,000立方メートル
100ミリメートル	まで		までの分 279円
50ミリメートル	8立方メートル	14,000円	2,000立方メートルを超え3,000立方メートル
100ミリメートル	まで		までの分 248円
75ミリメートル	8立方メートル	38,000円	3,000立方メートルを超え4,000立方メートル
100ミリメートル	まで		までの分 217円
100ミリメートル	8立方メートル	77,700円	4,000立方メートルを超える分 186円
100ミリメートル	まで		

オ 平成29年3月31日以前の八東地区簡易水道事業の給水区域

料金 種別	基本料金 (1箇月、メーター1個につき)			超過料金 (1箇月、使用水量1立方メートルにつき)
	メーター の口径	水量	金額	
専用 共用	13ミリメートル	8立方メートル	1,100円	8立方メートルを超え21立方メートル
	100ミリメートル	まで		までの分 144円
	20ミリメートル	8立方メートル	1,100円	21立方メートルを超え40立方メートル
	100ミリメートル	まで		までの分 270円
	25ミリメートル	8立方メートル	2,600円	40立方メートルを超え60立方メートル
	100ミリメートル	まで		までの分 300円
専用 共用	30ミリメートル	8立方メートル	4,000円	60立方メートルを超え1,000立方メートル
	100ミリメートル	まで		までの分 310円
	40ミリメートル	8立方メートル	8,200円	1,000立方メートルを超え2,000立方メートル
	100ミリメートル	まで		までの分 279円
	50ミリメートル	8立方メートル	14,000円	2,000立方メートルを超え3,000立方メートル
	100ミリメートル	まで		までの分 248円

75ミリメートル	8立方メートルまで	38,000円	3,000立方メートルを超え4,000立方メートルまでの分	217円
100ミリメートル	8立方メートルまで	77,700円	4,000立方メートルを超える分	186円

(2) 平成30年1月1日以後の最初のメーター点検時の翌日以降から平成31年1月1日以後の最初の定例日に実施するメーター点検時までの間

ア 平成29年3月31日以前の松江地区簡易水道事業の給水区域

(ア) 基本料金(1箇月、メーター1個につき)

メーターの口径	金額
13ミリメートル	1,220円
20ミリメートル	1,440円
25ミリメートル	2,800円
30ミリメートル	3,700円
40ミリメートル	6,500円
50ミリメートル	10,800円
75ミリメートル	26,000円
100ミリメートル	54,000円

(イ) 給水料金(1箇月、使用水量1立方メートルにつき)

使用水量	金額
3立方メートルまでの分	30円
3立方メートルを超え8立方メートルまでの分	20円
8立方メートルを超え9立方メートルまでの分	140円
9立方メートルを超え10立方メートルまでの分	150円
10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	180円
20立方メートルを超え40立方メートルまでの分	300円
40立方メートルを超え45立方メートルまでの分	320円
45立方メートルを超え50立方メートルまでの分	328円
50立方メートルを超え60立方メートルまでの分	350円
60立方メートルを超え80立方メートルまでの分	385円
80立方メートルを超え100立方メートルまでの分	388円

100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	384円
500立方メートルを超え600立方メートルまでの分	392円
600立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	353円
1,000立方メートルを超え2,000立方メートルまでの分	354円
2,000立方メートルを超える分	391円

イ 平成29年3月31日以前の島根地区簡易水道事業及び鹿島・大芦地区簡易水道事業
(鹿島・大芦簡易水道の給水区域のうち島根町大芦の一部に限る。)の給水区域

(ア) 基本料金(1箇月、メーター1個につき)

メーターの口径	金額
13ミリメートル	1,500円
20ミリメートル	1,700円
25ミリメートル	3,500円
30ミリメートル	5,300円
40ミリメートル	11,000円
50ミリメートル	19,000円
75ミリメートル	51,000円
100ミリメートル	100,000円

(イ) 給水料金(1箇月、使用水量1立方メートルにつき)

使用水量	金額
5立方メートルまでの分	30円
5立方メートルを超え10立方メートルまでの分	20円
10立方メートルを超え12立方メートルまでの分	170円
12立方メートルを超え22立方メートルまでの分	175円
22立方メートルを超え30立方メートルまでの分	180円
30立方メートルを超え36立方メートルまでの分	240円
36立方メートルを超え40立方メートルまでの分	245円
40立方メートルを超え60立方メートルまでの分	269円
60立方メートルを超え100立方メートルまでの分	277円
100立方メートルを超え130立方メートルまでの分	290円
130立方メートルを超え150立方メートルまでの分	294円

150立方メートルを超え160立方メートルまでの分	280円
160立方メートルを超え200立方メートルまでの分	288円
200立方メートルを超え230立方メートルまでの分	278円
230立方メートルを超え400立方メートルまでの分	288円
400立方メートルを超え525立方メートルまでの分	286円
525立方メートルを超え600立方メートルまでの分	284円
600立方メートルを超え800立方メートルまでの分	288円
800立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	300円
1,000立方メートルを超え1,200立方メートルまでの分	271円
1,200立方メートルを超え1,300立方メートルまでの分	267円
1,300立方メートルを超え2,000立方メートルまでの分	266円
2,000立方メートルを超える分	263円

ウ 平成29年3月31日以前の美保関地区簡易水道事業の給水区域

(ア) 基本料金(1箇月、メーター1個につき)

メーターの口径	金額
13ミリメートル	1,240円
20ミリメートル	1,430円
25ミリメートル	3,500円
30ミリメートル	5,300円
40ミリメートル	11,000円
50ミリメートル	19,000円
75ミリメートル	51,000円
100ミリメートル	100,000円

(イ) 給水料金(1箇月、使用水量1立方メートルにつき)

使用水量	金額
1立方メートルまでの分	40円
1立方メートルを超え2立方メートルまでの分	30円
2立方メートルを超え6立方メートルまでの分	25円
6立方メートルを超え8立方メートルまでの分	20円
8立方メートルを超え10立方メートルまでの分	10円

10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	145円
20立方メートルを超え21立方メートルまでの分	244円
21立方メートルを超え22立方メートルまでの分	240円
22立方メートルを超え24立方メートルまでの分	243円
24立方メートルを超え40立方メートルまでの分	245円
40立方メートルを超え50立方メートルまでの分	269円
50立方メートルを超え64立方メートルまでの分	265円
64立方メートルを超え66立方メートルまでの分	270円
66立方メートルを超え70立方メートルまでの分	275円
70立方メートルを超え78立方メートルまでの分	310円
78立方メートルを超え84立方メートルまでの分	280円
84立方メートルを超え86立方メートルまでの分	283円
86立方メートルを超え90立方メートルまでの分	288円
90立方メートルを超え200立方メートルまでの分	285円
200立方メートルを超え220立方メートルまでの分	280円
220立方メートルを超え230立方メートルまでの分	282円
230立方メートルを超え250立方メートルまでの分	280円
250立方メートルを超え300立方メートルまでの分	282円
300立方メートルを超え400立方メートルまでの分	290円
400立方メートルを超え500立方メートルまでの分	285円
500立方メートルを超え600立方メートルまでの分	290円
600立方メートルを超え900立方メートルまでの分	295円
900立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	280円
1,000立方メートルを超え1,200立方メートルまでの分	274円
1,200立方メートルを超え1,210立方メートルまでの分	275円
1,210立方メートルを超え1,225立方メートルまでの分	276円
1,225立方メートルを超え1,250立方メートルまでの分	274円
1,250立方メートルを超え2,000立方メートルまでの分	266円
2,000立方メートルを超え3,000立方メートルまでの分	245円
3,000立方メートルを超え4,000立方メートルまでの分	221円

4,000立方メートルを超え5,000立方メートルまでの分	188円
5,000立方メートルを超える分	200円

エ 平成29年3月31日以前の八雲地区簡易水道事業の給水区域

(ア) 基本料金(1箇月、メーター1個につき)

メーターの口径	金額
13ミリメートル	1,000円
20ミリメートル	1,200円
25ミリメートル	3,500円
30ミリメートル	5,300円
40ミリメートル	11,000円
50ミリメートル	19,000円
75ミリメートル	51,000円
100ミリメートル	100,000円

(イ) 給水料金(1箇月、使用水量1立方メートルにつき)

使用水量	金額
5立方メートルまでの分	23円
5立方メートルを超え8立方メートルまでの分	25円
8立方メートルを超え10立方メートルまでの分	126円
10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	174円
20立方メートルを超え24立方メートルまでの分	190円
24立方メートルを超え27立方メートルまでの分	220円
27立方メートルを超え30立方メートルまでの分	250円
30立方メートルを超え40立方メートルまでの分	242円
40立方メートルを超え60立方メートルまでの分	265円
60立方メートルを超え80立方メートルまでの分	285円
80立方メートルを超え100立方メートルまでの分	290円
100立方メートルを超え130立方メートルまでの分	286円
130立方メートルを超え150立方メートルまでの分	280円
150立方メートルを超え200立方メートルまでの分	290円
200立方メートルを超え225立方メートルまでの分	270円

225立方メートルを超え250立方メートルまでの分	289円
250立方メートルを超え300立方メートルまでの分	280円
300立方メートルを超え575立方メートルまでの分	288円
575立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	295円
1,000立方メートルを超え1,200立方メートルまでの分	267円
1,200立方メートルを超え2,000立方メートルまでの分	271円
2,000立方メートルを超え3,000立方メートルまでの分	245円
3,000立方メートルを超える分	225円

オ 平成29年3月31日以前の八束地区簡易水道事業の給水区域

(ア) 基本料金(1箇月、メーター1個につき)

メーターの口径	金額
13ミリメートル	1,000円
20ミリメートル	1,200円
25ミリメートル	3,500円
30ミリメートル	5,300円
40ミリメートル	11,000円
50ミリメートル	19,000円
75ミリメートル	51,000円
100ミリメートル	100,000円

(イ) 給水料金(1箇月、使用水量1立方メートルにつき)

使用水量	金額
8立方メートルまでの分	22円
8立方メートルを超え10立方メートルまでの分	118円
10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	156円
20立方メートルを超え24立方メートルまでの分	233円
24立方メートルを超え30立方メートルまでの分	237円
30立方メートルを超え40立方メートルまでの分	240円
40立方メートルを超え60立方メートルまでの分	266円
60立方メートルを超え100立方メートルまでの分	286円
100立方メートルを超え150立方メートルまでの分	287円

150立方メートルを超え200立方メートルまでの分	283円
200立方メートルを超え336立方メートルまでの分	282円
336立方メートルを超え600立方メートルまでの分	289円
600立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	293円
1,000立方メートルを超え1,150立方メートルまでの分	272円
1,150立方メートルを超え2,000立方メートルまでの分	271円
2,000立方メートルを超え3,000立方メートルまでの分	245円
3,000立方メートルを超え3,900立方メートルまでの分	221円
3,900立方メートルを超え3,930立方メートルまでの分	222円
3,930立方メートルを超え4,000立方メートルまでの分	223円
4,000立方メートルを超え4,300立方メートルまでの分	204円
4,300立方メートルを超え4,500立方メートルまでの分	184円
4,500立方メートルを超え5,000立方メートルまでの分	204円
5,000立方メートルを超え5,100立方メートルまでの分	211円
5,100立方メートルを超える分	204円

(3) 平成31年1月1日以後の最初のメーター点検時の翌日以降から令和2年1月1日以後の最初の定例日に実施するメーター点検時までの間

ア 平成29年3月31日以前の松江地区簡易水道事業の給水区域

(ア) 基本料金(1箇月、メーター1個につき)

メーターの口径	金額
13ミリメートル	1,000円
20ミリメートル	1,440円
25ミリメートル	4,000円
30ミリメートル	5,800円
40ミリメートル	11,500円
50ミリメートル	19,400円
75ミリメートル	52,000円
100ミリメートル	105,000円

(イ) 給水料金(1箇月、使用水量1立方メートルにつき)

使用水量	金額
------	----

1立方メートルまでの分	30円
1立方メートルを超え2立方メートルまでの分	40円
2立方メートルを超え5立方メートルまでの分	50円
5立方メートルを超え8立方メートルまでの分	40円
8立方メートルを超え9立方メートルまでの分	100円
9立方メートルを超え10立方メートルまでの分	120円
10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	180円
20立方メートルを超え21立方メートルまでの分	245円
21立方メートルを超え29立方メートルまでの分	240円
29立方メートルを超え40立方メートルまでの分	250円
40立方メートルを超え45立方メートルまでの分	260円
45立方メートルを超え50立方メートルまでの分	265円
50立方メートルを超え55立方メートルまでの分	280円
55立方メートルを超え60立方メートルまでの分	285円
60立方メートルを超え100立方メートルまでの分	311円
100立方メートルを超え150立方メートルまでの分	312円
150立方メートルを超え200立方メートルまでの分	306円
200立方メートルを超え500立方メートルまでの分	308円
500立方メートルを超え650立方メートルまでの分	322円
650立方メートルを超え700立方メートルまでの分	323円
700立方メートルを超える分	310円

イ 平成29年3月31日以前の島根地区簡易水道事業及び鹿島・大芦地区簡易水道事業
(鹿島・大芦簡易水道の給水区域のうち島根町大芦の一部に限る。)の給水区域

(ア) 基本料金(1箇月、メーター1個につき)

メーターの口径	金額
13ミリメートル	1,100円
20ミリメートル	1,500円
25ミリメートル	4,400円
30ミリメートル	6,600円
40ミリメートル	13,800円

50ミリメートル	24,000円
75ミリメートル	64,000円
100ミリメートル	130,000円

(イ) 給水料金(1箇月、使用水量1立方メートルにつき)

使用水量	金額
1立方メートルまでの分	40円
1立方メートルを超え5立方メートルまでの分	60円
5立方メートルを超え10立方メートルまでの分	50円
10立方メートルを超え11立方メートルまでの分	170円
11立方メートルを超え19立方メートルまでの分	175円
19立方メートルを超え24立方メートルまでの分	180円
24立方メートルを超え30立方メートルまでの分	185円
30立方メートルを超え35立方メートルまでの分	217円
35立方メートルを超え37立方メートルまでの分	220円
37立方メートルを超え40立方メートルまでの分	215円
40立方メートルを超え60立方メートルまでの分	231円
60立方メートルを超え100立方メートルまでの分	256円
100立方メートルを超え150立方メートルまでの分	266円
150立方メートルを超え160立方メートルまでの分	276円
160立方メートルを超え200立方メートルまでの分	260円
200立方メートルを超え230立方メートルまでの分	246円
230立方メートルを超え400立方メートルまでの分	265円
400立方メートルを超え525立方メートルまでの分	262円
525立方メートルを超え575立方メートルまでの分	261円
575立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	264円
1,000立方メートルを超え1,200立方メートルまでの分	255円
1,200立方メートルを超え1,250立方メートルまでの分	244円
1,250立方メートルを超え1,300立方メートルまでの分	245円
1,300立方メートルを超える分	255円

ウ 平成29年3月31日以前の美保関地区簡易水道事業の給水区域

(ア) 基本料金(1箇月、メーター1個につき)

メーターの口径	金額
13ミリメートル	1,000円
20ミリメートル	1,430円
25ミリメートル	4,400円
30ミリメートル	6,600円
40ミリメートル	13,800円
50ミリメートル	24,000円
75ミリメートル	64,000円
100ミリメートル	130,000円

(イ) 給水料金(1箇月、使用水量1立方メートルにつき)

使用水量	金額
1立方メートルまでの分	40円
1立方メートルを超え8立方メートルまでの分	50円
8立方メートルを超え10立方メートルまでの分	40円
10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	160円
20立方メートルを超え27立方メートルまでの分	220円
27立方メートルを超え30立方メートルまでの分	210円
30立方メートルを超え42立方メートルまでの分	215円
42立方メートルを超え48立方メートルまでの分	210円
48立方メートルを超え50立方メートルまでの分	220円
50立方メートルを超え54立方メートルまでの分	240円
54立方メートルを超え58立方メートルまでの分	250円
58立方メートルを超え66立方メートルまでの分	265円
66立方メートルを超え86立方メートルまでの分	270円
86立方メートルを超え88立方メートルまでの分	267円
88立方メートルを超え90立方メートルまでの分	268円
90立方メートルを超え100立方メートルまでの分	267円
100立方メートルを超え250立方メートルまでの分	257円
250立方メートルを超え300立方メートルまでの分	256円

300立方メートルを超え400立方メートルまでの分	274円
400立方メートルを超え800立方メートルまでの分	260円
800立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	266円
1,000立方メートルを超え1,200立方メートルまでの分	254円
1,200立方メートルを超え1,225立方メートルまでの分	260円
1,225立方メートルを超え1,250立方メートルまでの分	255円
1,250立方メートルを超え2,000立方メートルまでの分	253円
2,000立方メートルを超え3,000立方メートルまでの分	240円
3,000立方メートルを超え4,000立方メートルまでの分	245円
4,000立方メートルを超え5,000立方メートルまでの分	222円
5,000立方メートルを超える分	220円

エ 平成29年3月31日以前の八雲地区簡易水道事業の給水区域

(ア) 基本料金(1箇月、メーター1個につき)

メーターの口径	金額
13ミリメートル	900円
20ミリメートル	1,300円
25ミリメートル	4,400円
30ミリメートル	6,600円
40ミリメートル	13,800円
50ミリメートル	24,000円
75ミリメートル	64,000円
100ミリメートル	130,000円

(イ) 給水料金(1箇月、使用水量1立方メートルにつき)

使用水量	金額
8立方メートルまでの分	45円
8立方メートルを超え10立方メートルまでの分	96円
10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	173円
20立方メートルを超え21立方メートルまでの分	192円
21立方メートルを超え24立方メートルまでの分	190円
24立方メートルを超え27立方メートルまでの分	219円

27立方メートルを超え30立方メートルまでの分	210円
30立方メートルを超え35立方メートルまでの分	225円
35立方メートルを超え40立方メートルまでの分	211円
40立方メートルを超え60立方メートルまでの分	230円
60立方メートルを超え80立方メートルまでの分	269円
80立方メートルを超え100立方メートルまでの分	261円
100立方メートルを超え200立方メートルまでの分	260円
200立方メートルを超え205立方メートルまでの分	250円
205立方メートルを超え210立方メートルまでの分	249円
210立方メートルを超え220立方メートルまでの分	245円
220立方メートルを超え225立方メートルまでの分	265円
225立方メートルを超え250立方メートルまでの分	280円
250立方メートルを超え300立方メートルまでの分	272円
300立方メートルを超え550立方メートルまでの分	260円
550立方メートルを超え575立方メートルまでの分	261円
575立方メートルを超え1,200立方メートルまでの分	260円
1,200立方メートルを超え2,000立方メートルまでの分	259円
2,000立方メートルを超え3,000立方メートルまでの分	243円
3,000立方メートルを超える分	232円

オ 平成29年3月31日以前の八東地区簡易水道事業の給水区域

(ア) 基本料金(1箇月、メーター1個につき)

メーターの口径	金額
13ミリメートル	900円
20ミリメートル	1,300円
25ミリメートル	4,400円
30ミリメートル	6,600円
40ミリメートル	13,800円
50ミリメートル	24,000円
75ミリメートル	64,000円
100ミリメートル	130,000円

(イ) 給水料金(1箇月、使用水量1立方メートルにつき)

使用水量	金額
8立方メートルまでの分	44円
8立方メートルを超え10立方メートルまでの分	93円
10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	168円
20立方メートルを超え24立方メートルまでの分	211円
24立方メートルを超え30立方メートルまでの分	212円
30立方メートルを超え40立方メートルまでの分	215円
40立方メートルを超え60立方メートルまでの分	232円
60立方メートルを超え100立方メートルまでの分	262円
100立方メートルを超え150立方メートルまでの分	263円
150立方メートルを超え200立方メートルまでの分	254円
200立方メートルを超え210立方メートルまでの分	259円
210立方メートルを超え336立方メートルまでの分	260円
336立方メートルを超え600立方メートルまでの分	265円
600立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	264円
1,000立方メートルを超え1,150立方メートルまでの分	252円
1,150立方メートルを超え2,000立方メートルまでの分	253円
2,000立方メートルを超え3,000立方メートルまでの分	244円
3,000立方メートルを超え3,900立方メートルまでの分	231円
3,900立方メートルを超え3,930立方メートルまでの分	236円
3,930立方メートルを超え3,950立方メートルまでの分	231円
3,950立方メートルを超え4,000立方メートルまでの分	228円
4,000立方メートルを超え4,990立方メートルまでの分	222円
4,990立方メートルを超え5,000立方メートルまでの分	224円
5,000立方メートルを超え5,100立方メートルまでの分	203円
5,100立方メートルを超える分	222円

- 4 施行日の前日までに廃止前の松江市簡易水道条例、松江市飲料水供給施設の設置及び管理に関する条例及び松江市飲料水供給施設分担金徴収条例(以下「旧条例」と総称する。)の規定によりなされた料金の免除その他の処分、手続その他の行為は、それぞれ改正後の

給水条例の相当規定によりなされたものとみなす。

- 5 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお旧条例の例による。

附 則(平成30年7月3日松江市条例第74号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の松江市水道給水条例第26条の規定は、この条例の施行日以後最初の定例日において使用期間が2月に満たない期間の料金についても適用する。

附 則(平成31年3月29日松江市条例第3号)抄

改正 令和元年7月12日条例第1号

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(松江市水道給水条例の一部改正に伴う消費税等の税率に関する経過措置)

- 5 第81条の規定による改正後の松江市水道給水条例第3条第2項の規定にかかわらず、施行日前から継続している使用についての施行日以後最初のメーター点検による料金の算定は、なお従前の例による。

附 則(令和元年7月12日松江市条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年7月12日松江市条例第19号)

この条例中第7条、第29条第1項第1号及び第31条の改正規定は公布の日から、その他の規定は令和元年10月1日から施行する。